落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

平成 26 年 4 月 14 日　　支出負担行為担当官　新潟地方法務局長　北島　孝昭
（新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　15

①26　②新潟地方法務局新発田支局ほか７庁で使用する電気　契約電力　409kW　年間予定使用電力量　759,300kWh　③購入等　④一般　⑤26. 2. 14　⑥伊藤忠エネクス株式会社　電力・ユーティリティ事業本部（東京都港区虎ノ門二丁目10番１号）　⑦17,452,571円　⑧25. 12. 20　⑪最低価格

報　　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 14 日

独立行政法人国立大学財務・経営センター

◎調達機関番号　595　◎所在地番号　12

1　改正された規則の名称等

独立行政法人国立大学財務・経営センター政府調達事務取扱規則

（http://www.zam.go.jp/d00/d0000600.htm 参照）

2　この公表に関する問合せ先

独立行政法人国立大学財務・経営センター総務部総務課会計係

ＴＥＬ03―4212―6150

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 14 日

国立大学法人岡山大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　33

1　改正された規則の名称等

国立大学法人岡山大学政府調達事務取扱規程

（http://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/shokisoku/074H16zengaku32.pdf　参照）

2　この公表に関する問合せ先

国立大学法人岡山大学　財務部契約課

ＴＥＬ086―251―7164

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 14 日

国立大学法人琉球大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　47

1　改正された規則の名称等

国立大学法人琉球大学政府調達事務取扱規程

（http://www.u-ryukyu.ac.jp/univ_info/general/supply_info/参照）

2　この公表に関する問合せ先

国立大学法人琉球大学　財務部経理課

ＴＥＬ098―895―8086

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（平成26年条約第４号）第６条第１項の規定に基づき、関係手続を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 14 日

首都高速道路株式会社

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める準則

（目的）

第１条　この準則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約規則実施準則（平成23年準則第１号。以下「実施準則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　契約責任者　契約規則第３条第１号に規定する契約責任者をいう。

二　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及びプログラム（著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。）をいう。

三　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

四　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

五　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この準則は、会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る標準価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の標準価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の標準価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の標準価格に48を乗じて得た額とする。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額